

出典：裁判所ホームページ（<https://www.courts.go.jp>）の裁判例情報をもとに作成

事件番号	昭和 41(オ)118	原審裁判所名	福岡高等裁判所
事件名	土地境界確認請求本訴、同反訴請求	原審事件番号	昭和 38(ネ)684
裁判年月日	昭和 42 年 12 月 26 日	原審裁判年月日	昭和 40 年 10 月 27 日
法廷名	最高裁判所第三小法廷		
裁判種別	判決		
結果	破棄差戻		
判例集等	民集 第 21 卷 10 号 2627 頁		

判示事項	境界についての当事者の合意と境界の確定
裁判要旨	隣接土地所有者間に境界についての合意が成立したことのみによつて、右合意のとおり境界を確定することは許されない。

全文	
主 文	原判決を破棄し、本件を福岡高等裁判所に差し戻す。
理 由	上告代理人三原道也の上告理由第二、三点について。 原判決は、本件各所有権確認請求を審理するにあたり、前提として本件各土地の境界を確定しているが、境界確定については、 <u>上告人 A と被上告人らとの間に合意が成立したことのみに依拠していること明らかである。</u> <u>しかし、相隣者間において境界を定めた事実があつても、これによつて、その一筆の土地の境界自体は変動しないものというべきである</u> （昭和三一年一月二八日当裁判所第二小法廷判決・民集一〇卷一〇号一六三九頁参照）。 <u>したがつて、右合意の事実を境界確定のための一資料にすることは、もとより差し支えないが、これのみにより確定することは許されないものというべきである。</u> されば、論旨は理由あり、原判決を破棄し、境界確定につき更に審理をさせるため原審に差し戻すべきものとする。 よつて、その余の上告論旨に対する判断を省略し、民訴法四〇七条一項に従い、裁判官全員的一致で、主文のとおり判決する。 （裁判長裁判官 横田正俊 裁判官 田中二郎 裁判官 下村三郎 裁判官 松本正雄 裁判官 飯村義美）

※参考：判例タイムズ 216 号 126 頁、判例時報 507 号 29 頁、不動産取引の紛争と裁判例〈増補版〉RETIO321 頁